



突然の地震 あなたの住まいは大丈夫ですか？

木造住宅の耐震診断・改修費補助のご案内

住まいの状態を耐震診断で確かめてみませんか。
耐震性を知り、必要な耐震改修や補強を行いましょ。

補助制度

- 木造住宅の耐震診断 最高 2 万円
- 木造住宅の耐震改修 最高30万円

対象住宅(全て満たすもの)

- ・市内にある木造の一戸建住宅または長屋住宅
- ・昭和56年 5月31日以前に着工された住宅
- ・実際に住んでいること
- ・平屋建または 2 階建

※耐震改修は、診断の結果、耐震性に不足があると判定された住宅が対象。

申込期間 受付中～10月31日(月)

※耐震診断か改修工事が平成29年 1月31日(火)までに完了できるもの。

☎建築指導課(☎0848-38-9245)



▲ 4月に発生した熊本地震では、昭和56年以前に建てられた旧耐震基準の家屋に被害が集中していました。(本市撮影)

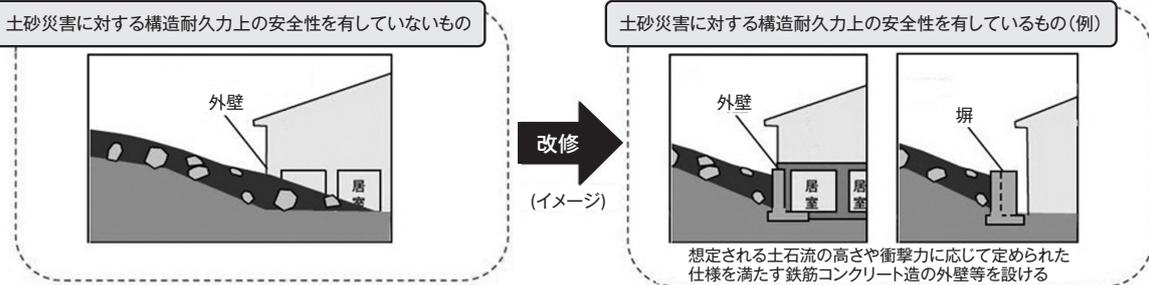
Q.耐震基準とは

A.昭和56年 6月の建築基準法改正により、それまで震度 5 強程度の地震に耐えうると想定していた旧耐震基準から、震度 6 強から 7 程度の地震でも倒壊・崩壊しないとする新耐震基準に強化されました。



土砂災害対策に対する改修工事費の補助受付中

市の土砂災害特別警戒区域内(※)に建っている住宅等の土砂災害対策改修費用の一部を補助します。
(※)広島県のホームページ「土砂災害ポータルひろしま」で確認できます。



補助率

- 補助対象工事費の23%
- 上限工事費330万円(上限補助額75.9万円)

対象の建築物

土砂災害特別警戒区域の指定日以前からその区域内に立地し、土砂災害に対する構造基準を満足していない建築物

申込期間 受付中～10月31日(月)

※改修工事の完了報告が平成29年 3月15日(水)までに提出できるもの。
(申込が予算に到達した場合は受付を締め切る場合があります)

☎【改修工事の補助について】建築指導課(☎0848-38-9420)
【土砂災害特別警戒区域について】土木課(☎0848-38-9254)

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
④ 即日時期 ⑤ 申込方法 ⑥ 申込先 ⑦ 場場所 ⑧ 対対象 ⑨ 内内容 ⑩ 定定員 ⑪ 料料金 ⑫ 材材料金 ⑬ 保保持 ⑭ 参参物 ⑮ 縮縮切 ⑯ 電電子メール ⑰ 編編切 ⑱ ホホームページ



大切な命を守るために 住宅用火災警報器を設置しましょう

昨年は建物火災で5人が亡くなりました

昨年度発生した49件の火災のうち、36件は建物火災、5人が亡くなりました。これは例年に比べ、非常に多くなっています。今後とも各家庭で火災予防対策を徹底しましょう。

すべての住宅に設置義務があります 設置している人は定期点検を

平成23年6月から、すべての住宅の寝室・階段などへの設置が義務付けられています。

また、設置から10年を目安に交換をしましょう。電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。

☎消防局予防課(☎0848-55-9123)

火の用心 7つのポイント

1. 家のまわりに燃えやすいものを置かない
2. 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない
3. 天ぷらを揚げるときはその場を離れない
4. 風の強いときは、たき火をしない
5. 子どもには、マッチやライターで遊ばせない
6. 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない
7. ストープには、燃えやすいものを近づけない



おのみち「農」の担い手 総合支援事業を今年度も実施します

- ①地域農業活性化支援事業
農業者活動、地域戦略組織活動、栽培技術等構築の取り組みに対し支援します。
 - ②新規就農者経営安定支援事業
認定新規就農者が早期に経営を安定させるために必要な生産設備の整備などについて支援します。
 - ③農業経営高度化支援事業
認定農業者が農業経営の改善を目的とした、栽培施設や農業機械の導入などについて支援します。
- ※なお、農地集積支援事業は、事業見直しにより廃止しました。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎農林水産課
(☎0848-38-9473)

市・県民税納税通知 (平成28年度)

市・県民税納税通知書を、6月中旬に発送します。

■納期限(個人納付)

第1期	6月30日(木)
第2期	8月31日(水)
第3期	10月31日(月)
第4期	1月31日(火)

☎市民税課
(☎0848-38-9154)
因島瀬戸田市民税係
(☎0845-26-6227)

高齢者向け給付金の申請は お早めに

対象と思われる人には申請書を送付しています。

修正申告などで所得金額や扶養者が変更になり、支給対象となったと思う人は、お問い合わせください。

☎尾道市臨時福祉給付金コールセンター
(☎0120-108-557)
社会福祉課
(☎0848-37-3600)



厚生労働省
イメージキャラクター
「カクニンジャ」

金曜は午後7時まで 市民課関係窓口を時間延長します

- ☎本庁市民課
因島総合支所市民生活課
- ☎戸籍、住民票、印鑑・所得証明書の発行、マイナンバーカード・パスポートの受取など
※住所変更、パスポートの申請はできません。
- ☎市民課(☎0848-38-9102)
因島総合支所市民生活課
(☎0845-26-6208)
※所得に関する証明は事前に担当課へご確認ください。
- ☎収納課(☎0848-38-9172)
因島瀬戸田市民税係
(☎0845-26-6227)

井戸水を飲用している皆さんへ

- 井戸水は定期的に水質検査を行い、安全を確認してから飲用しましょう
- 井戸の周辺を清潔にして、水が汚染されないようにしましょう
- 味や色に異常を感じた時は、直ちに飲むのをやめてください
※御調地域では、地質由来のフッ素が多いことがあります。
- 検査は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関で受けることができます
※詳しくはお問い合わせください。



☎環境政策課(☎0848-38-9434)

18歳から選挙権 もうすぐ参議院議員選挙が行われます

満18歳から投票できます

6月19日以降に公示される国政選挙から満18歳以上の人が投票できるようになりました。

投票所入場券

入場券は世帯ごとに1枚のはがきにまとめ、送付します(1通につき3人分を印刷)。各人ごとに切り離して投票所へ持参してください。入場券をなくしたり、郵便事情により届かなかった場合でも有権者であれば投票できます。投票所で申し出てください。

期日前投票

投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭等の予定がある人は期日前投票ができます。

受付で配布する宣誓書に住所、名前、投票日に投票できない事由などを記入し、提出します(市ホームページからもダウンロード可)。

▶期日前投票所

選挙管理委員会事務局(市役所3階)、因島総合支所、御調・瀬戸田・百島支所、市民センターむかいしま、浦崎公民館、尾道市立大学

※開設期間や時間は、入場券や選挙特集などでお知らせします(土・日曜も投票可)。

代理投票・点字投票

病気やけがなどで字を書くことができない場合は、代理投票や点字による投票ができます。投票所の係員に申し出てください。

不在者投票

不在者投票は、手続きに日数がかかりますので早めにご相談ください。

▶病院・施設での不在者投票

指定の病院や施設に入院・入所している人は、そこで投票できます。病院等にお問い合わせください。

▶滞在先(市外)での不在者投票

市外へ転出し、転出先の選挙人名簿にまだ登録されていない人や、長期の出張等で尾道市へ不在の人は、その滞在地でも投票できます。事前に尾道市選挙管理委員会ですら手続きが必要です。

進学や就職などで転出した人で、
まだ転出先の選挙人名簿に
登録されていない場合は
尾道市で投票することになります。
このようなときは「不在者投票」を利用しよう。

郵便等による不在者投票

選挙日の4日前までに「郵便等投票証明書」を添えて投票用紙と投票用封筒を請求し、投票用紙が届いたら早めに郵便等により投票してください。請求方法は選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。有効期間満了の場合は改めて申請が必要です。

▶郵便等投票証明書を申請できる人

区分	障害	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級か2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級か3級
	免疫機能・肝機能	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝機能	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	

▶郵便等投票の代理記載制度

次の要件に該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人(選挙権を有する人に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

- ①身体障害者手帳の「上肢または視覚の障害の程度が1級」
- ②戦傷病者手帳の「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症」

投票所の変更

次の2カ所は投票所が変更になります。

旧投票所	新投票所
(旧)長江保育所	尾道市役所玄関ロビー (長江一丁目(長江南・長江中)東土堂町のうち東土堂)
	土堂公民館 (東土堂町のうち東山手東・東山手西)
(旧)市役所向東支所	向東中学校屋内運動場



選挙管理委員会事務局
(☎0848-38-9258)

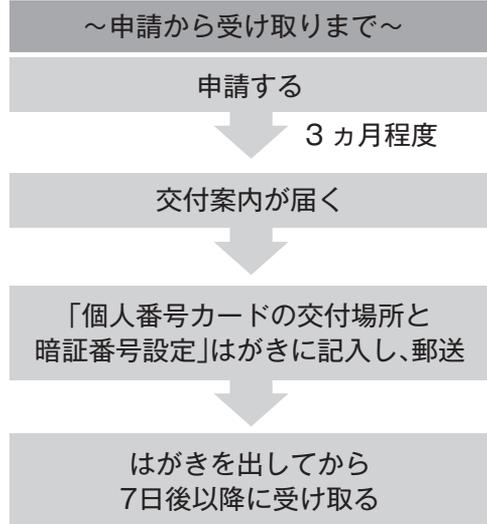
日曜にも受け取れます マイナンバーカード

- 日 6月12日・26日、7月24日の日曜 8:30~17:15
 場 本庁市民課※各支所では受け取れません。
 持 個人番号カード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)
 ・本人確認書類(交付案内参照)
 ・通知カード
 ・住民基本台帳カード(お持ちの人のみ) } マイナンバーカードと交換



市民課以外の各支所で受け取る
 ことになっている人で、日曜に受け取り
 を希望する場合は、各希望日の4日前
 までに市民課へご連絡ください。

※代理人が受け取る場合は、お問い合わせください。
 市民課(☎0848-38-9102)



清掃

~毎月1日は
 「門前清掃の日」です~

- 【尾道・御調・向島地区】 尾道清掃事務所 (☎0848-48-2900)
 【因島地区(原・洲江含む)】 因島南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
 【瀬戸田地区】 瀬戸田南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

市では、「門前清掃の日」と名付けた環境美化への取
 組みを行っています。門前清掃(かどさきせいそう)と
 も言われるこの活動は、自宅の門先や会社の周りなど
 を、定期的(毎月1日)にボランティアで清掃しよう
 というものです。

落ちているごみを拾い、雑草が生えていれば抜き取
 るなど、市民一人ひとりのちょっとした行動で地域の
 美化が保たれます。
 “きれいな尾道”をみんなでつくりましょう。

きれいな街「尾道」をもっときれいに



6月の「休日」のごみ持込受付(対象は家庭ごみ)

25日(土)	御調清掃センター	8:30~11:00
26日(日)	尾道市クリーンセンター	8:30~12:00
	南部清掃事務所 瀬戸田名荷埋立処分地	

必ず分別をして持ち込んでください。(資源物・粗大ごみを含む)
 ※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日の持込み受付はありません。

環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212)
 10:00~16:30/月・祝日休館

6 / 19(日) 13:30~	イスの布カバー張り替え教室・自転車かんたん修理教室 料100円(イス)、実費(自転車) 定5人 持 イスの張り替え用布、修理用自転車など	7月の出張販売 7 / 8(金) 10:00~14:00 道の駅クロスロードみつぎ 7 / 9(土) 10:00~14:00 市民センターむかいしま 7 / 12(火) 10:30~14:00 因島総合支所 1階ロビー 7 / 13(水) 10:30~14:00 瀬戸田市民会館前駐車場
6 / 22(水) 10:30~12:00	トールペイント初心者コース 料300円 定10人 持エプロン	夏のリサイクル市 7 / 3(日) 9:00~12:00 ☑ 不要品の販売、再生自転車の販売、フリーマーケットなど ~募集します~ 家庭に眠っている不用品(衣類、日用贈答品、置物など)がありましたらご寄贈ください。
6 / 22(水) 13:30~14:30	EMボカシ・EM活性液講習会 定10人 米のとぎ汁(活性液)	
7 / 7(木) 13:30~15:00	ダンボールで生ごみを堆肥にしよう 料600円 定10人 持ダンボール2個	

※夏のリサイクル市準備のため、7月2日(土)は休館します。

くらしの窓
健康・福祉
子育て
スポーツ
芸術・文化
情報アラカルト
相談